

先人の知恵に学び

漁業・漁村の再生を目指すY漁協の取組み

——組合員の漁協への信頼が震災復旧を加速——

2012.2.13

農林中金総合研究所

専任研究員 鴻巣 正

1 はじめに

岩手県には、協同組合の伝統と良さを残した漁協が数多く存在する。Y漁協もこうした漁協の一つで、その復旧・復興への取組みには、特に漁協らしさを感じさせるものがある。

Y漁協では、「組合員が漁協を信頼して、漁協の方針に全面的に協力する体制が構築されていること」がスピード感のある復旧・復興の取組みにつながっている。震災から1か月を経過した部落座談会では、組合長が「組合の全財産を使っても復旧・復興への取り組みをしていきたい」と決意表明し、組合員との協力体制を強固なものとした。

さらに、これまで漁協として組合員第一の漁協運営に徹してきたことが、漁協への理解を深めてきた。本稿では、組合員の信頼を基盤として復旧・復興を進めるY漁協の取組みについてレポートした。

2 Y漁協管内の被害と復旧の基本方針

(1) 管内の漁業の特徴

Y漁協は、岩手県大船渡市三陸町の北端に位置し、組合員 298 名(2011 年3月末現在)、職員は参事以下 10 名の地域に密着した漁協である。組合員は、ワカメ、ホタテの養殖業を中心に、採介藻漁業や小型漁船漁業など沿岸漁業を複合的に営む漁家が多い。

特にアワビは、江戸時代にも遡る歴史を有し、高級食材として取引され、海の豊穡のシンボルとなっている。ワカメ・ホタテは、漁協の販売取扱高の7割以上を占め、地域漁業の収入源となってきた。

(2) 漁業・養殖業の被害

管内の漁業・養殖業被害は、296 隻の登録漁船のうち、被災を免れた漁船は、わずか 12 隻である。管内の基幹漁業であるワカメ、ホタテの養殖施設は全て流出し、組合員の営漁に甚大な影響を及ぼすこととなった。震災前、ワカメの養殖施設 288 台、ホタテ養殖施設 191 台を保有し、3億円を超える水揚額があったが、これが全て失われた。

(3) 漁協の基本方針

Y漁協は、「入りを計りて出ざるを制す」という教えを守り、収入をキチンと計り、経費の節減に努めながら、組合員の負託に応えるべく、役職員一体となって堅実な経営に徹してきた漁協である。

しかし、大震災の発生により、事務所をはじめ漁業関連施設が壊滅的な被害を蒙り、施設、固定資産の多くが滅失した。津波災害損失金の一括処理により、漁協創立以来という多額の損失金の計上を余議なくされた。

Y漁協では、1日も早く震災前の漁業生産活動に戻れるよう東日本大震災津波被害復興計画を策定し、9月の総会で承認を得た。特に組合員の後押しもあって、先人のたゆまぬ努力によって永年積み立ててきた内部留保の取崩しの承認を受け、損失金を残さないで再出発を図ることとした。

Y漁協の復旧の基本方針では、組合員の協力体制を構築し、共同の利益を追求し、1日も早い復旧・復興に取り組むこととしている。

3 漁業・養殖業種類別の復旧

(1) 採介藻漁業の復旧

Y漁協管内では、組合員 298 名のうち、226 名がアワビ漁業の従事していた。震災後は少し減って、201 名になる見込みである。Y漁協では、6月に組合員全体協議会を開催し、アワビ漁業継続希望者全員に漁船が確保されるまで、1隻に2～3名による共同操業を基本に実施することとした。

同漁協では、漁業収入がない組合員の生活が大切であり、9cm以上のアワビがかなりあったことから、アワビ漁の解禁に踏み切った。解禁時までには、64 隻の漁船を確保でき、1隻に2～3名で151 名による共同操業を実施した。共同操業による水揚げの配分は、過去5年の水揚実績を参考に、最多と最少年を除く3年分の平均での配分をおこなった。

ウニ漁業については、96%の漁船が被災し、漁船の確保ができなかったため、解禁を見送り、2012 年度から共同操業により実施する予定である。

(2) ワカメ・ホタテ養殖の復旧

ワカメ・ホタテ養殖については、漁業権行使者全員に漁船が確保されるまで、共同経営による共同分配を基本として実施していく方針である。

ワカメ養殖は、震災後 51 名で 200 台を整備し、ホタテは 25 名 150 台の整備を予定している。養殖施設の整備は、漁協が水産業経営基盤復旧支援事業の事業主体として整備し、組合員の利用に供する。

ワカメの養殖施設は、2011 年度 160 台を9月中旬に整備し、種苗糸を延縄施設に巻き込み、2012 年度春の収穫を目指している。ホタテ養殖施設も2011 年度 40 台の整備を10月中旬に完了した。2011 年度は、北海道から半成員を購入し、2012 年度秋から冬にかけての販売を目指している。

(3) 定置漁業の復旧

Y漁協は、2漁場で共同経営定置漁業を操業してきた。しかし2カ統の定置網が大津波で流出し、定置船も被災し甚大な被害を受けた。漁協では、奇跡的に被災を免れた定置漁船1隻と漁網をかき集め、5月から復旧に取り組み、7月に気仙地域のトップを切って水揚再開にこぎつけた。さらに10月には2カ統の操業体制を整え、秋さけの来遊に万全を期した。

漁協の共同経営定置漁業は、前浜の漁業資源の配分や漁協経営に寄与するところが大きい。さらに地域の雇用対策や後継者の育成にも貢献している。

4 漁船の確保と共同操業

(1) 漁船の確保

漁業の継続を図るためには、組合員の漁船の確保が、最優先の課題となる。漁協では、漁船の確保に最大限の努力を行い、一人でも多くの漁業者が漁業を再開できることを目標にしている。

Y漁協では、共同利用漁船で取得することを基本に置いている。これは、漁協が、共同利用小型漁船建造事業(5トン未満の新造船)、共同利用漁船等復旧支援対策事業(中古船、修理船、5トン以上の新造船)の事業主体となって、漁船を取得し、組合員の利用に供する手段である。

漁協では、平成23年度の重点事項としてこの事業に取り組み、2012年1月24日現在107隻の登録を実現した。

(2) 共同操業と協力体制

未曾有の大災害に鑑み、個人の利益を優先することなく、共同の利益を追求し、1日も早い復旧・復興の実現を目指している。

漁船が希望どおり組合員に確保されるまで、共同操業・共同経営を基本に実施していく。ワカメ・ホタテ養殖も行使者全員に漁船が確保されるまでは共同経営を基本に実施していく。

Y漁協には、前浜の各部落に漁師会があり、地区の意見を十分聞いた上で、組合が方針を示し、基本的なことを決定する。細かい取り決めは、各地区でおこない実施する方式をとっている。漁協と組合員組織の連携と信頼関係が非常に良いのが特徴である。

5 復旧・復興に向けた課題

(1) 復旧事業の継続

復旧には、相当時間がかかるという行政等関係者の認識が必要で、復旧事業の継続実施が不可欠である。特に、共同利用漁船について、Y漁協では新造船、中古船、修理船合わせて218隻を要望しているが、補助事業の漁船取得の最終期日が2013年3月31日までとなっている。造船所も被災しており、期日までに要望した漁船を確保することは物理的にも困難がある。漁協では、最終期限の延長を強く要望しており、被災した現場の実態に即した対応が強く求められる。

(2) 漁業外収入の確保

Y漁協の管内は、約400世帯のうち、300世帯が漁業に従事する地域で、漁業が生活の基盤になっている。しかし震災で、養殖施設が全て流出し、漁業者は漁業収入をほとんど見込めない。2011年度は、漁場復旧対策支援事業等を活用し、がれきの撤去作業等の日当で収入を確保してきた。

2012年度の概算要求で、漁場復旧対策支援事業が措置されているものの、漁業収入が激減している漁業専門業者が、漁業外収入を確保できる対策の充実が必要である。

(3) 漁港の復旧

今回の大津波によって、防波堤が損壊する等大きな被害を蒙った。全漁港とも地盤の沈下が著しく、漁船が安全に係留できない状況にある。漁港は漁村地域にとって重要な公共施設である。Y漁協でも関係漁港の部落会、漁師会と協議しながら、要請をおこなっているが、早期に各漁港の復旧をはかることが喫緊の課題になっている。

(4) 漁協の復旧

Y漁協では、組合員の生活再建に向けて、なりわいである漁業の復旧・復興を最優先に取り組み、組合の施設の復旧も、組合員の営漁に関わる共同利用施設の復旧を優先させてきた。

漁協は漁業者の共同体であるとともに、漁村地域において、なくてはならない役割を担っている。漁協事業の安定的な回復をはかり、組合員が安心して生活できる環境を整備し、地域の復興に寄与するため漁協自体の復旧が不可欠である。

6 おわりに

Y漁協では、組合員が未曾有の震災に見舞われ、収入が失われたことから、役員報酬を無報酬とし、復旧・復興に取り組む姿勢を示した。結語として、組合長の言葉をお借りしたい。

「海ある限り漁業は永久に不滅であるというのが私の持論である。海ある限り漁業は永久になくなることはありません。必ずや復活して往年の輝きを取り戻す時がきっと来ると信じて疑わないところである。組合員の理解と協力を得ながら、組合員に奉仕する気持ちを常に忘れずに全力を傾注して、津波前の生産活動に戻れるよう当組合の復旧・復興に取り組んでまいる所存である。当組合の組合員は組合運営に対する理解度は極めて高いものと思っており、そのことが復旧・復興への着実な取り組みにつながっているものと思っている。」

(このす ただし)